

E i w a N e w s

民事信託についてご紹介します
～ 相続対策・事業承継対策の新しい選択肢～

平成 30 年 8 月
(No. 157)

高齢化社会に伴い、相続対策や事業承継対策の新しい選択肢として、「民事信託」という財産管理制度が近年注目されています。今回は、この「民事信託」をご紹介します。

1. 概要

民事信託は、家族の財産管理や承継を目的としますが、近年、相続対策や事業承継対策の新しい選択肢として、利用する方が増えています。その背景には、信託法の改正により利用しやすくなった点や高齢化社会による社会状況の変化に現行の相続制度だけでは対応しきれなくなってきた点などが挙げられます。

2. 背景

(1) 信託法の改正

従来、信託といえば信託銀行などが関与する商事信託が一般的でしたが、平成 19 年の信託法の改正により、民事信託はその使い勝手が大幅に改善され、利用しやすくなりました。

(2) 高齢化社会による社会状況の変化

高齢化社会において特に深刻なのが、認知症患者数の増加です。患者数は、2025 年には 700 万人を超えるとされています。これは、65 歳以上の高齢者のうち、5 人に 1 人が認知症に罹患する計算となります。この他にも、相続の争族化、介護問題、空き家問題、オーナー企業の事業承継問題など多くの課題に直面しています。

(3) 現行制度の限界

高齢化社会による社会状況の変化に伴い、相続対策なども複雑となり、現行の制度（遺産分割、遺言書、成年後見制度など）だけでは十分に対応できていないのが現状です。この点、民事信託には、現行の制度では不十分な面をカバーできる様々な機能が備わっています。

3. 特徴

民事信託は、信託法という特別法に基づき、自分【委託者】の大切な財産を、家族や親族などの信頼できる人【受託者】に託し、自分が決めた目的【信託目的】に沿って、大切な人や自分【受益者】のために運用・管理してもらう財産管理制度です。

	委託者	財産を預ける者
	受託者	財産を預かり、管理する者
	受益者	委託者が預けた財産から経済的利益を受け取る者
	信託財産	預ける財産
	信託目的	信託を設定して達成しようとする目的（受託者はこの目的に従って行動する）

4. 活用のメリット

(1) 財産管理・承継の柔軟な設計が可能

民事信託では、委託者が死亡したり、認知症などにより意思能力を喪失したとしても、契約等で定めた信託の終了事由が生じるまでは信託は継続します。これにより信託開始当初に委託者によって設定された信託目的に基づく持続的な財産管理を実現することができます。

また、何代にもわたり受益者を決めておくことができるため、たとえば、「当初受益者Aの死亡後はB、Bの死亡後はC」というような定めを設けることも可能です。現行の相続制度では、このような定め方はできず、財産の承継者として指定できるのは、自己の相続に関する承継者のみです。

(2) 費用を抑えることが可能

商事信託を利用する場合、信託銀行などへの報酬が高額となりますが、民事信託の場合、報酬は任意のため、無報酬にすることや少額にすることも当事者の合意によって決めることができます。

5. 活用例

(1) 認知症対策

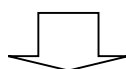
リスク
認知症になると、その所有する不動産の管理や売却などができないため、実質上、所有不動産が塩漬けになってしまう。



民事信託による解決方法
信託契約の中で「信託した不動産の運用、管理、処分」といった行為の権限を、受託者となる家族に付与しておくことで、委託者である本人が認知症になった後でも、受託者である家族は状況に合わせた資産の運用、管理、売却が可能となる。

(2) オーナー企業における事業承継対策

リスク
事業承継において、オーナー社長の資産状況その他の理由によって後継者ではない子どもに遺産分割で株を一部相続させなければいけない場合には、議決権が分散する。その結果、後継者は安定した経営ができなくなる。



民事信託による解決方法
株を信託すると、株の「議決権」と「収益権」を分離させることができるため、たとえば、生前に「後継者である長男を受託者として議決権を集約させ、後継者ではない次男は受益者として株の配当（収益権）を受けさせる」といった設計をし、議決権の分散を回避する。

以上、ご不明点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。